

## 旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域子育て活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、市内で地域の子育て及び子育て支援に資する取組み実施する市民団体等に対し、当該活動に要する経費の助成を行うことにより、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民団体等が営利を目的とせずに行う「子育て及び子育て支援に資する取組み」のうち、第2項各号のいずれかに該当し、第3項各号のすべての要件を満たすものとする。

#### 2 補助対象事業の対象となる市民団体等の区分

##### (1) 子育てサロン

旭川市子育てサロン支援基準に基づき認定を受けた子育てサロン

##### (2) 育児サークル

旭川市育児サークル支援基準に基づき認定を受けた育児サークル

#### 3 補助対象事業となる活動の要件

(1) 主に旭川市内で実施されること。

(2) 原則として同じ会場において定期的に開催すること。

(3) 活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。ただし、必要に応じて、支援機関等に情報提供するなどの場合は、この限りではない。

(4) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する交付対象事業に係る経費のうち、それぞれ、子育てサロンにおいては別表1、育児サークルにおいては別表2に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず補助対象とすることが適当でないと市長が認めるものについては、補助対象外とする。

3 第1項に規定する経費のうち、特定の収入が充当される場合は、当該充当額については対象外とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費と別表に定める補助基準額を比較し、低い方の額とする。

2 補助金の額の千円未満の額は切り捨てとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請額算出調書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定する。

2 補助金の交付の可否について、旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。なお、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知する。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合において、目的を達成するために必要があると認められるときは、条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助団体」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(状況報告等)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助団体に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助団体に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(事業の変更)

第11条 補助団体は、前条第2項の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、旭川市地域子育て活動支援事業補助

金補助事業（変更・廃止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。ただし、軽微な変更で市長が適当と認める場合にあっては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による変更若しくは廃止の承認を決定したとき、又は承認しないことを決定したときは、旭川市地域子育て活動支援事業補助金補助事業（変更・廃止）承認通知書（様式第5号）その旨を書面により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助団体は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 交付申請（実績報告）額算定調書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費における納品日又は履行日、及び支払日が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は必要に応じて、実績報告についての現地調査を行い、補助対象経費における納品日又は履行日及び支払日が分かる書類の原本、その他必要とする書類を確認できるものとし、補助事業者はその調査に協力しなければならない。なお、調査の結果、不適切な支出や事務処理が認められた場合又は補助事業者が調査を拒否した場合には、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、事業の完了の報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等によって、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、旭川市地域子育て活動支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助団体が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容及び条件に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、その旨を書面により補助団体に通知するものとする。

（交付の時期）

第15条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助団体からの適正な請求により交付する。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。  
(理由の提示)

第 17 条 市長は、第 10 条の規定による指示をするとき、又は第 14 条に規定する取消しをするときは、補助団体に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間は保存しなければならないものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条・第5条関係）

費目	説明	補助基準額
会場使用料	・あらかじめ使用料金が規定されている施設を利用する場合に限ることとし、事業実施及び準備に係る時間に要した費用を対象とする。	25,000円
消耗印刷費	・イベント及び講座等開催に係る消耗品等及び事業運営に必要な事務用品等の購入に要する費用を対象とする。 ・税抜きの購入価格が20,000円を超えるものは対象外とする。	

別表2

費目	説明	補助基準額
会場使用料	・あらかじめ使用料金が規定されている施設を利用する場合に限ることとし、事業実施及び準備に係る時間に要した費用を対象とする。	8,000円

(様式第 1 号)

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者  
住 所

団体名

代表者名

旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します

記

- 1 補助対象者の名称
- 2 補補助対象区分
- 3
- 4 交付申請額 円
- 5 事業の着手及び完了予定年月日  
着手予定年月日  
完了予定年月日
- 6 添付書類
  - (1) 交付申請額算定調書 (様式第 2 号)
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

旭川市地域子育て活動支援事業補助金 交付申請（実績報告）額算定調書

補助対象者名	
補助対象区分	

補助対象事業に要した経費 (A)	寄付金その他収入 (B)	差引額 (C) (A-B)	補助対象経費 (D)	補助基準額 (E)	補助金算定額 DとEのうち低い方 (1,000円未満切捨)
	0				
(内訳)	(内訳)				

※補助対象事業に要した経費 (A) は旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱第4条の規定に該当するものとする。

※収入 (B) は寄付等による収入のうち当該事業に充当するものとする。

※補助対象経費 (D) は差引額 (C) から千円未満の額を切り捨てた額とする。

※補助金算定額は補助対象経費と補助基準額を比較し、低い方の額とする。

(様式第3号)

旭 指令第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長

( )

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、標記の補助金について、次のとおり交付することを決定しましたので、旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

1 補助対象者の名称

2 補助対象区分

3 交付決定額 円

4 交付条件

- (1) この補助金は、当該事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(様式第4号)

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
事業変更(中止)承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者

住所

法人名

代表者名

旭川市地域子育て活動事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり、標記補助金の変更・  
廃止の承認を申請します。

1 補助対象者の名称

2 補助対象区分

3 交付決定日 年 月 日

4 決定指令番号 旭 指令第 号

5 変更(中止)年月日 年 月 日

6 変更(中止)の内容  
交付決定済額

変更交付申請額

(様式第5号)

旭 指令第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長  
( )

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
事業変更(廃止)承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金の変更申請について、下記のとおり決定しましたので、旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 指令番号

変更前： 年 月 日付け 旭 指令第 号

変更後： 年 月 日付け 旭 指令第 号

2 補助対象者の名称

3 補助対象区分

4 交付決定額 変更前： 円

変更後： 円

5 交付条件

- (1) この補助金は、当該事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(様式第6号)

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者  
住 所  
  
法 人 名  
  
代表者名

旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象者の名称
- 2 補補助対象区分
- 3
- 4 実績報告額 円
- 5 事業の着手及び完了年月日  
着手年月日  
完了年月日
- 6 添付書類
  - (1) 旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付申請（実績報告）額算定調書
  - (2) 補助対象経費の内容を証する書類
  - (3) その他関係書類

(様式第 7 号)

旭 第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長  
( )

旭川市地域子育て活動支援事業補助金  
交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった上記補助金について、補助金交付額を確定したので、旭川市地域子育て活動支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 1 補助対象者の名称
- 2 補助対象区分
- 3 交付確定額 円

補助対象者	
-------	--

○購入物品明細

注) 納品書及び領収書の写しを添付してください。行が不足する場合は追加すること。

NO.	購入物品名	金額 (円)	納品日	支払日	備 考
1			納品日	支払日 (領収日付)	
2			納品日	支払日 (領収日付)	
3			納品日	支払日 (領収日付)	
4			納品日	支払日 (領収日付)	
5			納品日	支払日 (領収日付)	
6			納品日	支払日 (領収日付)	
7			納品日	支払日 (領収日付)	
8			納品日	支払日 (領収日付)	
9			納品日	支払日 (領収日付)	
10			納品日	支払日 (領収日付)	
計	計	0円			

旭川市地域子育て活動支援事業補助金会場使用料 明細書

補助対象者名									
月	活動日	参加人数	会場使用料	活動日	参加人数	会場使用料	活動日	参加人数	会場使用料
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
月	日	人	円	日	人	円	日	人	円
	日	人	円	日	人	円	計※	※	円
							総計※	※	円

※の欄の記載は、不要です。

備考

- 1 会場使用料の補助申請を行うもののみ記載ください。

請求書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

団 体 名

代 表 者 名

次のとおり請求します。

請求額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥				

(金額の頭に¥を記入)

請求内容	旭川市地域子育て活動支援事業補助金として
------	----------------------

内訳

(単位：円)

合計		

振込先

金融機関			口座種別
			普通 当座
口座番号 (右づめ)	口座名義 (カタカナ)		

請求番号

ア	サ	ヒ	カ	ワ	シ						
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

(左詰め)

- \* 請求番号は特に必要な場合に記入してください。  
(6文字以内で数字, アルファベット, カタカナ (濁点・半濁点は1文字) のみ使用できます。)
- \* 口座振込による場合, 預金通帳には支出担当課名が印字されます。  
請求番号を使用すると支出担当課名の代わりに請求番号が印字されます。